令和6年10月16日改訂

令和　　年　　月　　日

**支部認定、更新、廃止の申請書**

日本看護連盟　会長　　　　　　　　　様

（岩手県看護連盟会長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

この度、別添の通り、政治的制限非該当であることを確認の上、以下の内容を申請いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容 | １．認定　　　　２．更新　　　　３．廃止 |
| 支部名 | 岩手県看護連盟　　　　　　　 　支部 |
| 支部長名 | 勤務先名  　　住所　〒　　　　　　　市　　 　町  　　TEL  自宅住所　〒　　　　　　　市　　　　町  　　TEL |
| 幹事長名 | 勤務先名  　　住所　〒　　　　　　　市　　　　町  　　TEL  自宅住所　〒　　　　　　　市　　　　町  　TEL |
| 所管範囲  （郡部、市町村名等判り易く）又は廃止理由･その後の対応 |  |
| 会員数 | 人　（令和　　年　　月　　日現在） |

　上記内容を承認します。

令和　　年　　月　　日

日本看護連盟会長　　　　　　　　　　　　　　　　印

【支部認定、更新、廃止の申請書　添付書面】

支部長、幹事長の政治的制限について

（確認後□にチェックを入れる。すべてにチェックが入った場合のみ申請できる。）

* 国家公務員法102条に該当しない。

　 （政治的行為の制限）

国家公務員法第百二条　職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするのを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

②職員は、公選による公職の候補者となることができない。

③職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

* 地方公務員法36条に該当しない。

　　　（政治的行為の制限）

地方公務員法第三十六条　職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

②職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

③何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

④職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

⑤本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

* 所属施設の就業規則における政治団体の役職についての制限に該当しな い。

支部長・幹事長の両名ともに上記のとおり政治的制限がないことを確認した。

年 　 月 　 日

　　　　　　岩手県看護連盟会長　（署名）